

栃木市市民会議 会議要旨

会 議 名：自治基本条例部会

日 時：令和2年11月24日（火） 午後7時から午後8時40分

会 場：市役所 501会議室

出席者数：13名 事務局：3名

1 開会

2 あいさつ（児玉部会長）

3 議事

新たな政策条例の策定分野について

《事務局より説明》

委 員： 第12条（青少年や子ども）について、栃木市だけではないが、選挙の際の投票率がとても低い。投票年齢が引き下がったが、若者の投票率は低いままである。若者が社会の中でつながっていく感覚がなかなか持てないのではないか。若者をどのように参画させるか、若者がかかわる機会をどのように設けるかについて、もっと議論していくべきだと思う。

委 員： 他自治体には、具体的なことまで規定している条例がある。あまり具体的過ぎても動きがとりにくくなるが、抽象的でも目的が見えにくいので、バランスが大切だと思う。

委 員： 条例で規定していても、しっかりした運用がされていないと意味がないと思う。

委 員： 自然との共生について、有害鳥獣の問題については、もう少し具体的な取り決めがあっても良いのではないか。

委 員： 西方地域で、山に太陽光パネルを設置する計画があるが、設置することで、野生動物の行き場や災害の発生などの問題も出てくる。栃木市は1市5町が合併してできているため、地域ごとに問題が異なるので、あまり具体的ではなく、広範囲にかかる取り決めが良いと思う。

委 員： あまり漠然としたものだと、目的が見えにくいので、具体的なものもあってよいと思う。

委 員： 例えば、いじめの問題も、「いじめ防止対策推進条例」があることで、先生たちも、防止するための対策を堂々ととることができるため、具体的な条例でなくても、制定されている意味はある。

委 員： クマが人間に危害を加えるニュースが気になっている。有害鳥獣については、自然との共生の観点だけではなく、市民の身体や財産を守るという意味でも、危機管理という視点から対策を行っていく必要があると思う。

部会長： 様々なご意見をいただいたが、早急に条例として制定すべきという案件

はなかったと思うが、対策等についてのご意見はあったので、事務局に整理していただきたいと思う。

4 その他

事務局： 前回の部会の際、自治基本条例第12条（青少年や子ども）について協議いただいたが、先月、少年法の適用年齢について審議していた法制審議会において、成年年齢の取扱いについては言及しないとの答申がされた。そういったことも含め、次回の部会で「成人年齢の引下げに伴う条文改正」について、再協議いただきたい。

5 閉会